

令和3年度 実施事務所別 マージン率の公開

下記により、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項」に定められた、マージン率を公開します。

マージン率の計算方法（小数点第2以下を四捨五入）

$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働会員の賃金平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

実施事務所名	派遣労働登録会員	派遣労働就業会員	賃金平均額 (日額:8時間当り)	契約金平均額 (日額:8時間あたり)	マージン率
佐賀市	58 人	44 人	10,936 円	14,043 円	22.12%
鳥栖市	20 人	17 人	7,290 円	9,303 円	21.64%
唐津市	42 人	36 人	7,241 円	9,150 円	20.86%
伊万里市	34 人	31 人	7,105 円	9,117 円	22.07%
武雄市	22 人	23 人	12,974 円	16,817 円	22.85%
鹿島市	27 人	24 人	8,517 円	10,961 円	22.30%
小城市	5 人	1 人	9,494 円	12,182 円	22.07%
嬉野市	8 人	8 人	9,204 円	11,634 円	20.89%
玄海町	17 人	17 人	8,173 円	10,349 円	21.03%
有田町	1 人	1 人	6,640 円	8,764 円	24.24%
白石町	0 人	0 人	0 円	0 円	0.00%
みやき町	0 人	0 人	0 円	0 円	0.00%

マージンに含まれるもの:

労災保険料・年次有給休暇賃金・派遣労働者健康診断料・教育訓練費・事業運営費(諸経費)

公益社団法人
佐賀県シルバー人材センター連合会

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第23条

5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。